

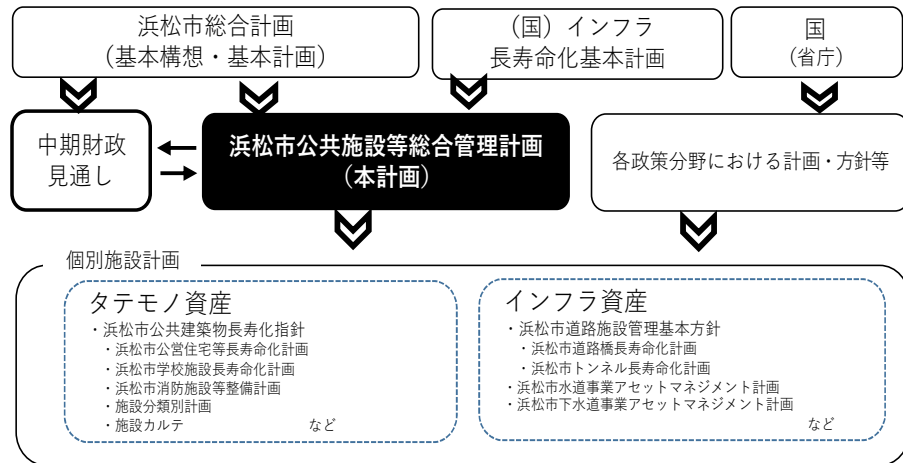
浜松市公共施設等総合管理計画 概要版

第1章 基本的事項

市が保有する全ての資産を対象に、資産の見直しや活用、運営管理、処分などに関するプロセス全般を資産経営と位置づけ、資産経営を長期的かつ着実に推進するための羅針盤として「浜松市公共施設等総合管理計画」を定める。

【計画の位置付け】

浜松市の最上位計画である「総合計画」を支える個別計画として定めるもの。



【対象とする資産】

土地を含むすべての資産

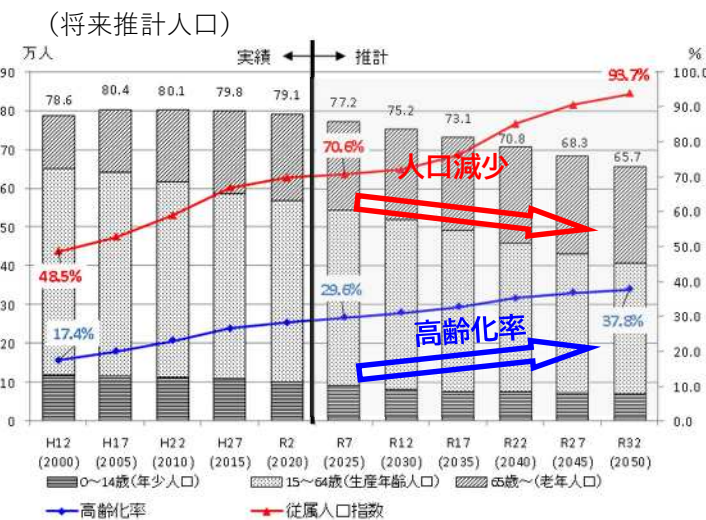
公共施設等	タテモノ資産	庁舎等、職員住宅等、集会施設、文化・観光施設、スポーツ施設、図書館、住宅施設、小中学校・高等学校 等
	インフラ資産	道路、橋りょう、ポンプ、排水機場、上水道、下水道、公園、河川 等
	土地	

【計画期間】 令和7年度から令和16年度の10年間

第2章 本市の概況(人口・財政状況・資産)

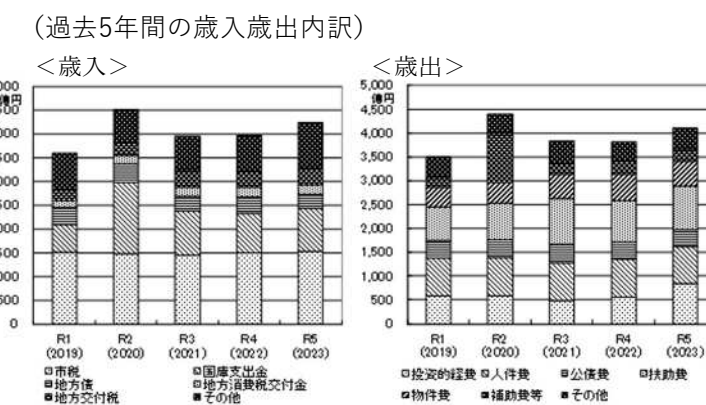
1. 人口

- 本市人口は、2008年をピークとして減少局面
- 2050年には約65.7万人となると推計
- 従属人口指数は93.7%となり、生産年齢人口への依存度が高まる



2. 財政状況

- 政令指定都市移行後、行財政改革への取組みにより、財政指標は全般的には改善傾向
- 政令指定都市などとの比較ではストック指標、フロー指標ともに良好
- 人口減少・少子高齢化のさらなる進行により、引き続き厳しい財政運営となることが予想され、扶助費の増加が見込まれるとともに、老朽化が進む資産の維持管理、改修・更新経費の増大への対策が課題



<基本方針編>

3. 資産

- 本市の保有する公共施設、土地などの資産は、12市町村合併、政令指定都市移行を契機に急増

【タテモノ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い1970、80年代の20年間で約133万㎡、全体の約51%を建設
- 今後、老朽化に対する対応や改修・更新時期の一極化が懸念

【インフラ資産】

- 都市化の進展や人口の増加に伴い整備が進められた道路・橋りょう、平成以降に古い管の更新や整備が進んだ上下水道管といった特徴
- 老朽化への対応、計画的な維持管理・改修による長寿命化、耐震化などが必要となっており、将来の財政需要の抑制、縮減が大きな課題

- タテモノ資産やインフラ資産の改修・更新経費は今後50年で4兆7,780億円と想定（年平均956億円）（長寿命化前）

第3章 資産経営の基本的な考え方

「見直すべきところは見直し、投資すべきところは積極的に投資する、そして、活用できるものは最大限活用する」ことにより「保有する財産」から「活用する資産」への意識転換を進め、安全・安心で質の高い市民サービスの提供と持続可能な行財政運営を両立することが重要。

目指すべき資産のすがた：
持続可能な資産経営

$$\text{投資充足率} = \frac{\text{投資実績額}}{\text{将来試算値}} = 100\%$$

基本理念：「知る・変える・活かす」で支える資産経営

3つの基本指針

①公共施設に関する ムリ・ムダ・ムラの是正

- 新規抑制、既存施設の縮減
- RBM ・規模適正化

②安全・安心な 公共施設の提供

- 予防保全と長寿命化
- UD化 等

③公共施設の 最大限の有効活用

- 余剰スペース貸付
- 公共空間利活用 等

5つの 着眼点

- ①データ一元化による維持管理コストの適正化
- ②民間活力の積極的な活用
- ③まちづくりとの連携及び近隣市町等との連携
- ④脱炭素化の推進
- ⑤実効ある進捗管理

基本理念、基本指針を
踏まえた方向性

タテモノ資産

圏域及び
利用用途別分類ごとの
(見直しの) 方向性

第5章

インフラ資産

利用用途別分類ごとの
(見直しの) 方向性

第6章

普通財産

第7章

第4章 本計画の目標指標

2044年度（令和26年度）の投資充足率100%に向けて、資産経営の取組みを進める

タテモノ資産の投資充足率 90%(2034年時点の目標)

	策定時 (2024)	R16 (2034)	R26 (2044)
タテモノ資産 投資充足率目標	62.5%	90%	100%

インフラ資産の投資充足率 95%(2034年時点の目標)

	策定時 (2024)	R16 (2034)	R26 (2044)
インフラ資産 投資充足率目標	85.5%	95%	100%

現投資と同様の投資を続けた場合でも、大幅な延床面積の縮減が必要

道路・橋りょうなどでは新規事業の進捗状況を見据えながら、改修・更新を検討することや、上下水道事業などは、老朽化した管を更新する際には適正な規模へ縮小することなどが必要

第5章 タテモノ資産に関する具体的な取り組み

【タテモノ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

〈基本指針に沿った取り組み〉

①公共施設に関する ムリ・ムダ・ムラの是正	・延床面積縮減 (新設の抑制・既存施設の縮減) ・維持管理コストの最適化
②安全・安心な公共施設の 提供	・予防保全と長寿命化 ・ユニバーサルデザインに配慮 ・雨水対策に沿った施設整備
③公共施設の最大限の 有効活用	・余剰部分の活用 ・公共空間の利活用

〈見直しの考え方〉 2つの視点で検討

- ・タテモノ資産を通じて提供している行政サービスの性質
- ・行政サービスを楽しんでいる利用者の圏域など利用者圏域（広域、市域、地域、中山間地域 等）
(①廃止 ②民間移管 ③管理主体変更 ④非保有 ⑤統廃合⑥複合化⑦広域化)

統廃合・複合化の推進

各施設分類毎の個別施設計画と毎年度作成する施設カルテの資産情報より、多面的な検討を行ったうえで今後の方向性を決定。関係課と円滑に検討を行うために統廃合・複合化推進検討会議を活用します。

第6章 インフラ資産に関する具体的な取り組み

【インフラ資産の見直しの考え方と今後の方向性】

〈基本指針に沿った取り組み〉

①公共施設に関する ムリ・ムダ・ムラの是正	・RBMの考え方による維持管理 ・規模適正化
②安全・安心な公共施設の 提供	・予防保全と長寿命化 ・メンテナンスサイクル ・雨水対策
③公共施設の最大限の 有効活用	・公共空間の利活用 ・ネーミングライツ

〈見直しの考え方〉

- ・インフラ資産を通じて提供している行政サービスの性質を踏まえて検討
(①廃止 ②民間委託③分散処理 ④間引き ⑤RBM)

RBM（リスクベースメンテナンス）

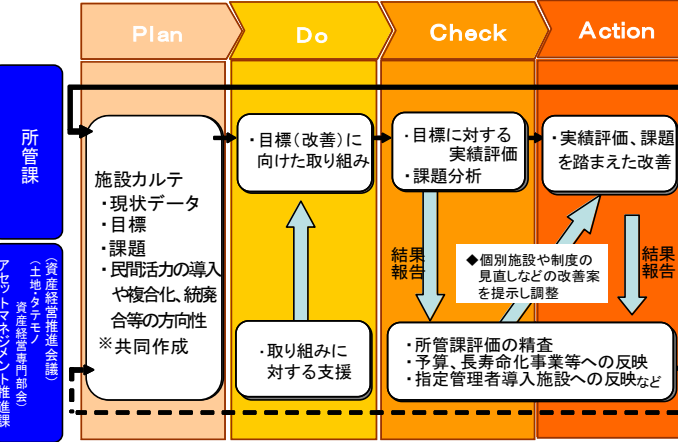
破損や事故の起きやすさ、市民生活へ影響を及ぼす影響の大きさ、改修・更新経費の規模などのリスクを基準に、各インフラ資産を分類し、維持管理、改修・更新を実施する手法。

〈今後の方向性〉

- ・施設の利用用途分類（23分類）ごとに整理
(例:①庁舎等②職員住宅等③集会施設④文化・観光施設⑤スポーツ施設⑥図書館など)
- ・行政サービスや活動拠点の確保と、タテモノ資産総量縮減を意識した施設の統廃合、複合化や民間移管などの推進

【マネジメントの手法】

すべてのタテモノ資産について、現状データ及び見直しの考え方をまとめた「施設カルテ」を作成関係課で共有し、毎年度のPDCAサイクルを実行

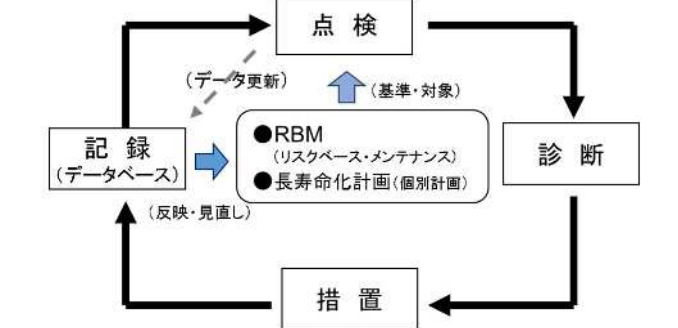


〈今後の方向性〉

- ・資産の利用用途別 4 分類ごとに整理
(①道路・橋りょう ②ポンプ・排水機場 ③上水道 ④下水道)

【マネジメントの手法】

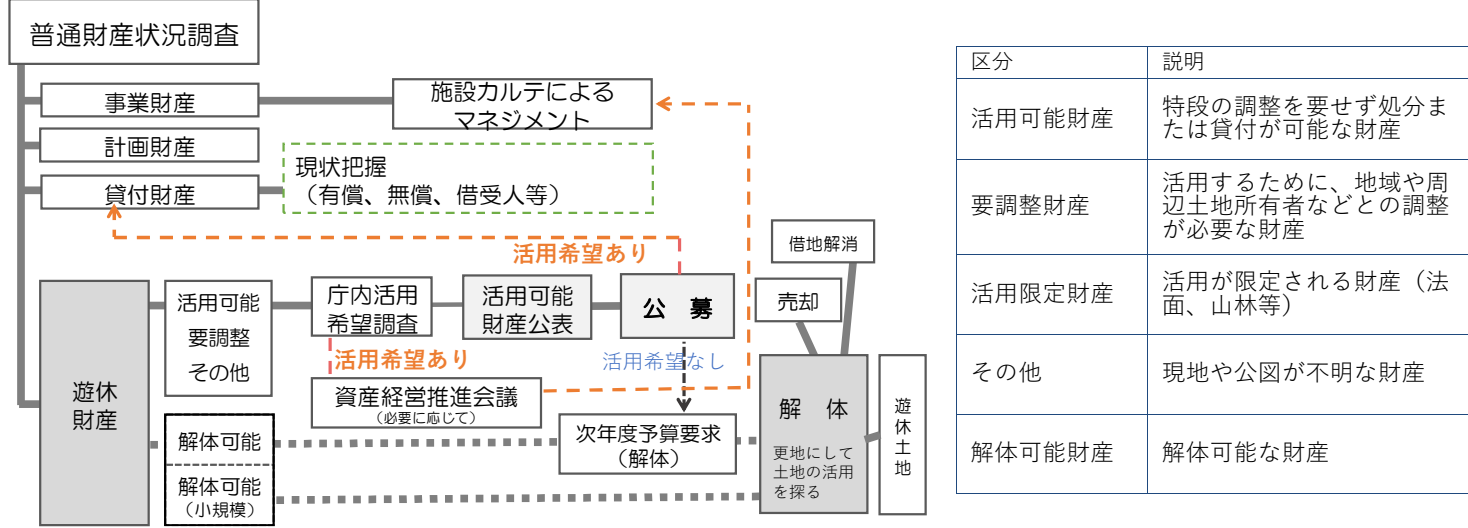
RBMを踏まえた長寿命化計画などを基本に、メンテナンスサイクル（点検⇒診断⇒措置⇒記録）を実行



第7章 普通財産に関する具体的な取り組み

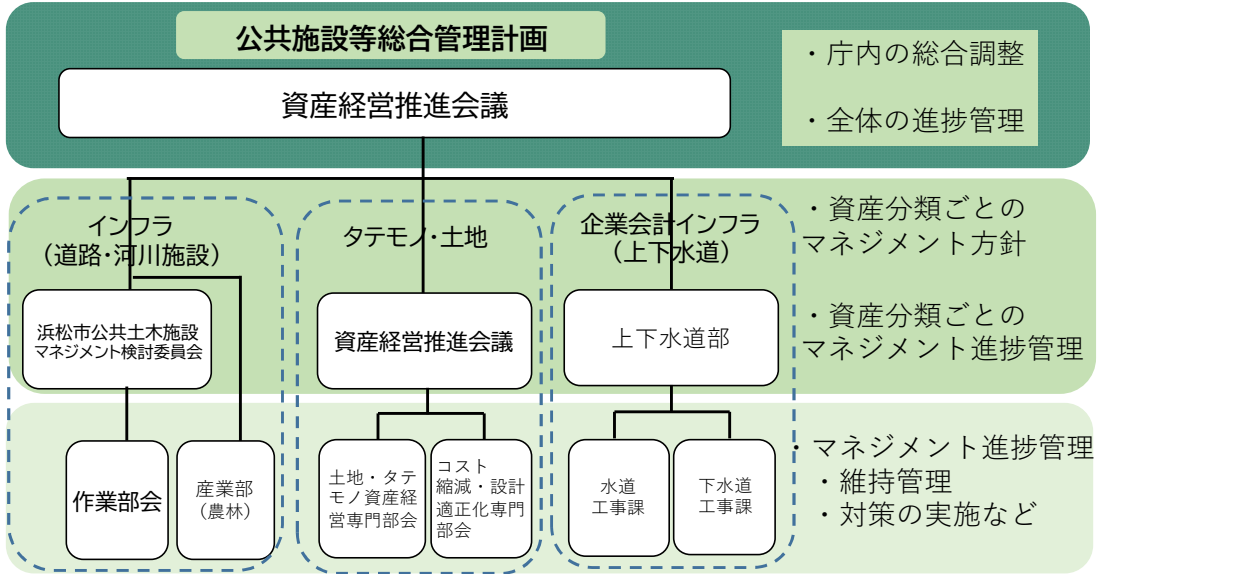
遊休財産の有効活用を図るため、利用実態や管理実態により普通財産を「事業財産」「計画財産」「貸付財産」「遊休財産」に区分。活用手法から今後の見通しまでを一元的に把握し、市有財産としての活用や適正管理、資産活用に取り組む。

【遊休財産の区分】



第8章 全庁的な推進体制

○計画の推進体制



○市民、議会への情報提供

- ・資産や財政の状況、今後の見通しに関する情報を共有するため決算報告時に「資産のすがた」による情報提供に努める
- ・施設の統廃合、複合化等の既存施設の見直しの際には、施設利用者や地元住民の方の理解が必要であることから、適宜意見交換や説明会等を通して見直す
- ・議会へは適切な段階に説明

○計画の進捗管理

- ・本計画の実行性を確保するため、継続的に取り組みを実施し毎年度投資充足率目標に対する実績により目標達成状況を評価
- ・社会情勢の変化や施設の見直し状況等を踏まえ、中間年である5年を目途に計画の見直しを実施